平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28一⑲)

政策分野名 【施策名】	林産物の供	共給及び利用	月の確保							担当部局名	林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/経営課/森林利用課/整備課/研究指導課/経営企画課/ 業務課/企画課】	
政策の概要 【施策の概要】	森林の有する多面的機能の特続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに環境負荷の 少ない社会の実現に資するため、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、 木材の安定供給体制の構築、新たな木材需要の創出を推進する。									政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	
政策に関係する内閣の重要政策	第2 森 3 本 第3 森	林の有する *産物の供給 *林及び林業	多面的機能 及び利用に に関し、政府	124日閣議決 の発揮並びに に関する目標 守が総合的か)確保に関す	こ林産物の他 つ計画的に			標		政策評価 実施予定時期	平成29年8月	
施策(1)	木材の安定	Ε供給体制σ)構築									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	木材の安 整備状況等	定供給体制	を構築するがら、製材・	ため、施業、 合板工場等の	林地の集約6 の規模ごとの	化、生産性の 強みを活か)向上等を通した木材加口	じた原木の作 L・流通体制	共給能力のb の整備、木材	曽大、地域の核となる者が原木をと 対製品の品質・性能の確かな木材勢	りまとめて供給する体制への転換、需給マッチングの円滑化、地域における森林資源、施設の 製品が供給、地域材の高付加価値化に向けた取組を推進する。	
目標① 【達成すべき目標】	安定供給体	体制の構築										
測定指標	基準値	2	. 目標値	·	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基	基準年度	目標年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
(ア) 国産材の供給・利用量	24百万㎡	平成26年度	32百万㎡	平成32年度	26百万㎡	27百万㎡	29百万㎡	30百万㎡	32百万㎡	め、国産材の供給・利用量を指標。	産材の安定供給体制の構築を図り、原木を供給する能力を増大していく必要がある。このたとして関連施策を推進する。 として関連施策を推進する。 床林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)における平成32年の木材供給・利用量の目	
施策(2)	新たな木材	需要の創出				•						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな木質	(部材の開発	·普及、木質	質バイオマス:	エネルギー系	川用の拡大、	さらには、中	大規模建築	物への木材	利用の進展など、木材利用をめぐる	潮流を的確に捉え、新たな木材需要の創出に向けた取組を推進する。	
目標①【達成すべき目標】	木材需要の)創出										
測定指標	基準値		」目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
WIZ H W	2-12	基準年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
(ア) 低層の公共建築物 ^{※1} の木造率	23.2%	平成26年度	30.0%	平成32年度	25.5%	26.6%	27.7%	28.9%	30.0%	必要である。このため、「公共建築 ている「低層の公共建築物の木造	向け、「公共建築物等木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が 物における木材の利用の促進に関する基本方針」において、積極的に木造化を促進するとされ 率」を指標として関連施策を推進することとする。 年度一定割合(1.13%/年)向上させ、平成32年度の30%まで、各年度一定割合(1.13%/年)で	
(イ) 木質バイオマス等燃料材利用量	180.5万㎡	平成26年度	600万㎡	平成32年度	320万 m³	390万 m³	460万 m³	530万㎡	600万㎡	のため、木質バイオマス等燃料材	木材需要量の半分近くを占めており、この分野での地域材の適切な利用を図る必要がある。こ 利用量を指標として関連施策を推進する。 年度一定量(70万㎡/年)向上させ、平成32年に600万㎡へ利用量を増加させることとした。	
「合法伐採木材等の流通及び利用 (ウ) の促進に関する法律」の登録木材 関連事業者 ^{※2} 数	-		13,000業者	平成32年度	_	3,000業者	7,000業者	11,000業者	13,000業者	違法伐採対策の実効性を確保す 事業者数を増加させる必要がある	るためには、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」における登録木材関連。このため、同法の登録木材関連事業者数を指標として関連施策を推進することとする。 録木材関連事業者数を法律施行後5年の平成33年度までに15,000業者に増加させることを目	

目標② 【達成すべき目標】	消費者等の)理解の醸成												
測定指標	基準値		目標値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	MACIAIN ETTE			目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
(ア)「木づかい運動 ^{※3} 」に対する消費者	者 27%	27%	27%	27%	27% 平	平成26年度	37%	平成32年度	29%	31%	33%	35%		国産材利用を拡大していくためには、一般消費者の、木の良さや木材利用の意義への理解を醸成することが必要である。このため、林野庁では平成17年度から国民運動として「木づかい運動」を展開しており、この認知度の向上を指標として関連施策を推進
の認知度の向上	2170	1 1020 1 10	01/0	1 1000 1 100						することとする。 各年度の目標値については、各年度で一定割合(2%)で向上させ、平成32年度までに37%まで増加させることとした。				

	政策手段	予算	算額計(執行	万額)	28年度	関連する		平成28年行政事業レ
	(開始年度)	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	関理する 指標	政策手段の概要等	ビュー 事業番号
	森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	I	-	-	-	(1)-①-(ア)	このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	林業·木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-(1)-(7)	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進、 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育 成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	=
(3) 5	木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年)	I	=	-	-	(1)-()-()	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(4)	公共建築物等における木材の利用 の促進に関する法律 (平成22年)	-	-	1	-	(2)-①-(ア)	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物の建築における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針をついて定めるとともに、公共建築物の建築に取る本材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講する。同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針と表表。また、あらめる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省庁に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(5) 1	合法伐採木材等の流通及び利用の 促進に関する法律 (平成28年)	-	-	-	-	(2)-①-(ウ)	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるととして、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。 同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるととして、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。	-
(6)	森林・林業・木材産業分野の研究・ 技術開発戦略 (平成24年)	1	-	-	-	(1)-()-()' (2)-()-()' (2)-()-(/) (2)-()-()' (2)-()-()'	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成24年9月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を 図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及 び利用の確保に寄与する。	-
(7)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:28- 3,7,8,12,14,15,16,17,18,19,22)		-	1	8,000の内数	$\begin{array}{c} (1)-(1)-(7)\\ (2)-(1)-(7)\\ (2)-(1)-(4)\\ (2)-(1)-(7)\\ (2)-(2)-(7)\\ \end{array}$	農山漁村の持つ豊かな自然及び都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が存続に向けて集落間の連携を図る 取組、地域資源を活用した所得又は雇用の拡大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援する。 この支援措置により、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・ 確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新28-0028
(8)	国有林野事業 (定性25年度) (関連:28-12,17)	13,069 (12,218)	11,475 (10,757)	11,949 (10,445)	11,524	(1)-①-(ア)	国による直轄事業により、国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進、総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進、素材(丸太)の生産・販売等を実施。 国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営を行い、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことにより土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0222
(9)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連:28-17,18)	358 (358)	358 (358)	358 (358)	358	(1)-①-(ア)	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県城を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動を支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。	0236
(10)	林業信用保証事業交付金 (平成15年度) (主)	311 (311)	309 (309)	309	309	(1)-①-(ア)	林業者・木材産業者の事業に必要な資金を円滑に融通できるよう、(独)農林漁業信用基金が林業信用保証事業を実施するために 必要な経費の一部について支援。 保証料等の負担軽減を行うことにより、林業・木材産業の健全な発展及び林産物の利用の促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大 に寄与する。	0244
(11)	林業施設整備等利子助成事業 (平成23年度) (主)	290 (171)	317 (317)	449	454	(1)-①-(3)	森林取得や林業施設の整備等に係る公庫資金等の金利負担について利子助成。 林業経営改善計画等の認定を受けた林業者等の森林の取得、木材の加工・流通施設の導入等に対する融資の利子助成を行うこと により、森林施業の集約化と木材の加工・流通構造の改革を通じ、地域材の利用促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0245
(12)	新たな木材需要創出総合プロジェ クト (平成27年度) (関連:28-12)	-	-	1,689 (1,613)	1,316	(1)-(1)-(7) (2)-(1)-(7) (2)-(1)-(4) (2)-(1)-(9) (2)-(2)-(7)	。 新たな製品・技術の開発・普及の加速化や地域材利用促進、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築、森林認証・認証材の普及 促進に対して支援。 本支援を通じ、新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野で木材利用の拡大と地域材の安定的・効率的な要求体制を構築 することにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0250
(13)	木材加工施設導入利子助成支援 事業 (平成25年度) (主、関連28-12)	10 (0.2)	10 (0.8)	5 (0.8)	4	(1)-①-(ア)	木材製品の高付加価値化を図るための設備導入に必要な資金の借入に対する利子助成。 国内資源に立脚した木材の需要動向に即応できる体制を構築するため、品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給し 得る能力を持った工場への転換を推進し、国産材の一層の利用拡大を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0247

次世代林業基盤づくり交付金 (14) (平成28年度) (関連: 28-12,17,18)	-	-	-	6,141	$\begin{array}{c} (1)-(\mathcal{T})-(\mathcal{T})\\ (2)-(\mathcal{T})-(\mathcal{T})\\ (2)-(\mathcal{T})-(\mathcal{A})\\ (2)-(\mathcal{T})-(\mathcal{T})\\ (2)-(\mathcal{T})-(\mathcal{T})\\ \end{array}$	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能 林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに 林産物の供給及び利用の確保を図ることで、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進、山地災害等の防止、森林病害虫等の被 害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用 量の拡大に寄与する。	0223
収用等に伴い代替資産を取得した 場合の課税の特例 (15) [所得税: 法人税: 措法第33条、第 64条、第68条の70] (昭和26年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア)	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
交換処分等に伴い資産を取得した 場合の特例[所得税・法人税:措法 第33条2] (昭和26年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-(1)-(7')	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
収用交換等の場合の譲渡所得等の (17) 特別控除[所得税:法人税:措法第 33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア)	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向 上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (18) [所得税:措法第64条の2、第68条の71] (昭和26年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア)	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
信用保証協会等が受ける抵当権の 設定登記等の税率の軽減 [登録免許税:措法第78条] (昭和48年度)	<2> (<0.4>)	<1>	<1>	⟨1⟩	(1)-①-(ア)	農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 基金協会等の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする農業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
軽油取引税の課税免除の特例 (20) [軽油引取税:地法税法附則第12 条の2の7] (平成21年)	<3,798> (<3,405>)	<4,555> (<3,596>)	<5,460>	<->	(1)-①-(ア)	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油取引税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
木材取引市場、製材等の加工業者 又は木材の販売業者の事業用木材 保管施設に係る資産割の特例措置 (21) [事業所税:地法税法第701条の41 第1項第8号] (昭和50年)	<342> (<310>)	<342> (<313>)	<342>	<->	(1)-①-(ア)	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
グリーン投資減税 (木質バイオマス発電設備・木質バイオマス熱鉄総装置) (22) [所得税・法人税・措法第10条の2の 2、第42条の5、第68条の10] (平成28年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<833>	(2)-①-(1)	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見 込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限 る。)が適用される。 本支援措置により、木質バイオマスエネルギーの利用拡大を図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]				2,088 <23,641>			

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

政策の執行額[百万円]

⁽注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

⁽注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

++- ++- (4)		+t-1-= ()	把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材供給量を集計し、達成状況を把握。
施策(1)	施策(1) 目標①	指標(ア)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ア)	把握の方法	国土交通省「建設着工統計」をもとに達成状況を把握
		担保(ア)		達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	□ ##(1)	-15-1(/)	把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より利用量を集計し、達成状況を把握。
施策(2)	目標①	指標(イ)		達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
他來(2)		指標(ウ)	把握の方法	登録実施機関の情報により把握
		拍信('ノ)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	農林水産統計調査又はアンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握。
	日標②	担保(ア)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	低層の公共建築物	低層とは、3階以下の建築物をいう。なお、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)等においては、積極的に木造化を推進する低層の公共建築 物として、①学校、②老人ホームなどの社会福祉施設、③病院又は診療所、④体育館などの運動施設、⑤図書館などの社会教育施設、⑥駅その他待合所及び及び高速道路の休憩所を定め ている。
注2	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる登録された木材関連 事業者。
注3	木づかい運動	平成17年度から、広く一般消費者を対象に木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として実施。